

③ 単身で申込みできる方

次の方は、単身で申し込むことができます。ただし、単身入居できる住宅は、住戸専用面積に制限があります。

単身入居する方（県外の方を含む。）は、面接が必要です。本審査の書類提出は、申込者本人が必ず香川県営住宅管理センターまでお越しください。精神障害者・知的障害者の方は、市町長の意見書などが必要です。

- (1) 30 歳以上の方（59 歳以下の者にあつては、特に住居に困窮している者として知事が認めるものに限る。）
- (2) 身体障害者 1～4 級、精神障害者 1～3 級またはこれに相当する程度の知的障害者の方
- (3) 戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者で、その障害の程度が特別項症～第 6 項症・第 1 款症である方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 生活保護を受けている方、または生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮している方
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に定めるハンセン病療養所入所者等の方
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める被害者で、同法による一時保護もしくは保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方または同法による保護命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方
- (9) 犯罪被害者等基本法に定める犯罪被害者等で、同法による犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方
- (10) 香川おもいやりネットワーク事業に参画している法人から居住の安定を図る必要がある者に対する支援として知事が認める支援を受けている方

④ 裁量階層

次の方（裁量階層）は、収入基準を 21 万 4 千円以下とします。（収入の計算方法は、12 ページ⑤を参照してください。）

- (1) 申込者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の方または 18 歳未満の方である世帯
- (2) 身体障害者 1～4 級、精神障害者 1～3 級またはこれに相当する程度の知的障害者の方がいる世帯
- (3) 戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者で、その障害の程度が特別項症～第 6 項症・第 1 款症である方がいる世帯
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- (5) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
- (6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に定めるハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
- (7) 小学校就学前のお子さんがある世帯